システム監査学会2019年度　第33回研究大会

マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会報告「マイナンバーの利活用とマイナンバーカードの民間利用の展開について」

2019年6月7日

報告者　朝倉 俊道 CISA

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

前置き

・本日の報告は、マイナンバー特別研究プロジェクトと個人情報保護専門監査人部会との共催で2018年度特別研究会として開催された、地方公共団体情報システム機構副センター長渡邉樹氏の講演会の内容をベースにした報告になります。

〇マイナンバー（個人番号）
- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号で、番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続きに限って利用される。
  取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルール有り
  番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止
- 通知カードだけでは本人確認書類としては使用出来ない。

〇マイナンバーカード（個人番号カード）
- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードで、マイナンバーの確認と本人確認をこれ１枚で行える。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能（電子証明書）を搭載している。
  電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能
  ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

目次

1. 活動メンバ
2. 直前アンケート
3. マイナンバーカードの交付状況
4. マイナンバーカード利活用の展開状況
5. マイナンバーカード利活用のインフラ
6. セキュリティと想定用途
7. マイナンバーカードの民間利用の展開
8. マイナンバーカードの取得促進
9. 今後の方向

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

1. 活動メンバ

個人情報保護専門監査人部会メンバ
研究プロジェクトメンバ　12名

氏名	所属		個人	研P
朝倉　俊道	エムビーケーメタルソリューション株式会社			●
足立　憲昭	イオンエンターテイメント株式会社			●
稲垣　隆一	稲垣隆一法律事務所	主査	●	
大島　誠	第一屋製パン株式会社			●
木村　裕一	一般財団法人日本情報経済社会推進協会		●	
黒澤　兵夫	TAKE国際技術士研究所	副主査	●	●
久山　真宏	東京電機大学		●	●
最首　克也	株式会社最首克也事務所			●
白川　里至	KDDI株式会社			●
高野　美久	NECソリューションイノベータ株式会社			●
本田　実	城西国際大学	主査		●
桃澤　正和	富士通株式会社		●	

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

2.直前アンケート

JLIS講演会直前アンケート結果（2019年2月5日）

設問		回答	回答数
Q2.　このセミナーで聞きたい事、知りたい事は？	1	マイナンバー、マイナンバーカードの利活用（行政・民間）の現状と今後の見通し	17
		マイナンバー・マイナンバーカードの利活用の現状と今後、利用実態、計画、利活用の現状と見通し、今後の利活用における展望、最新動向、	
		現在の活用状況、今後の活用方針、その後の動向（JCANや民間認証局との棲み分け等）、マイキーIDの拡大利用、システム化の利用方法	
		行政効率をあげていく為の効果的な利用方法、中小企業の観点でのマイナンバーの利活用	
		民間利用の今後の具体的展開の可能性、民間での利活用、民間利用の可能性、民間でのクラウドを利用した利活用方法、民間利用がどこまで広がるか？（例えば情報銀行との連携？）	
	2-1	マイナンバーが普及、活用されない原因・理由	3
		マイナンバーが普及・活用されない根本的原因・理由、現行の取組に対しての問題点（技術面、政策（法律）面それぞれ）、	
		民間利用が拡がらない理由としてカードを利用する場面があまりない事が考えられる。日常生活での利用場面として頻度の高い利用でかつ利用者にメリットのあるものがないのか？	
	2-2	セキュリティ対策とデータの安全管理	3
		セキュリティ対策、個人情報のセキュリティ管理、データの安全管理	
	3-1	民間で利用する場合の制約事項と具体的なメリット	2
		民間利用による制約事項、民間で利用する場合の具体的なメリット	
	3-2	マイナンバーカードのスマートフォン対応	2
		マイナンバーカードをスマホに入れる為の法改正の進捗状況及び実現見通し、マイナンバーカードのiphone対応の見込み	
	3-3	マイナンバーに関わるシステム監査にあたってのポイント	2
		システムを監査する（或はされる）にあたってのポイント（事例等もあれば）、システム監査に望むこと（特に今後の更なる普及に向けて）	
	3-4	マイナンバーの管理のポイント	2
		マイナンバーの管理のあるべき姿、マイナンバーの取扱いの留意点	
Q3.　マイナンバーカードの利活用で疑問に思っている事は？	1	何故マイナンバーカードの利活用が進まないのか？	8
		総じて安全なのに何故マイナンバーカードの普及が思ったほど拡大（交付枚数）しないのか？　広報は今どのように？	
		何故有効活用されないのか？広報が悪いのか？、利活用が進まない原因、何故普及しないのか？	
		行政でも利活用が進んでいないがどこが問題なのか？、行政側のリテラシ（利活用の推進に必要などのような前向きな勉強をしているのか？）	
		どの程度利活用されているのか？（日常生活に浸透していない）、カードの申請・受取の時間拡大（平日の日中は困難）が利用拡大に必要	
	2	セキュリティ＆個人情報保護はどうなっているのか？	7
		マイナンバーカードのセキュリティはどうなっているのか？、セキュリティが気になる、偽造対策等のセキュリティ面（具体的に）	
		個人情報保護の点、個人番号の保護、市町村の役職員がどの程度個人情報の取扱いに気をつけているのか？	
		民間に利活用開放する場合、第三者機関により許可、毎年の監査が必要（特定の企業グループに利益が偏ることは許されない）	
	3	マイナンバーはどこまで利用可能なのか？	3
		マイナンバーは社会保障・税制度に限定して利用することになっているがこの枠を超えることが可能か？、現行法でどこまで利用可能なのか？追加的にどのような法整備が必要なのか？	
		医療分野で別カードになるような報道が見られるが実際の動向は？お薬手帳は？医療マイナカードは？進行状況は？	
	4-1	日本国外へのデータ移転は？パスポート機能など海外との連携は？	2
		日本国外へのデータ移転はどの程度許容されるか（通信や保存）？、パスポート機能を持たせたら海外との連携は？	
	4-2	カードに番号が明示的に入っている理由が分からない。	2
		カードに番号が明示的に入っている理由が分からない、マイナンバーが記載されている裏面を取得しない為の（本人確認等）事例がないか？	
	5	支払との連携も重要でスマホ利用が待たれる。目途としてはいつ頃か？	1

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

3.マイナンバーカードの交付状況

【2019年1月27日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 （1月21日～1月25日）	1日当たり平均 （12月の1か月間）
申請受付数	18，321，283	10，326	9，405
交付実施済数	16，013，943	9，735	10，228

（1日当たり平均は、土日祝日を除く）

交付率　約12.5%（交付実施済数／2018年1月1日時点の住基人口127,707,259人）

・自治体の規模が小さくなると人口に対する交付枚数率が下がる
・都市部の交付枚数率は高い
・男性の方が交付枚数率高い
・年齢が上がると交付枚数率高くなるが、30～40代が少なくて課題

・2年間ほぼ1万枚／日増えも減りもしない
・このままだと全員交付に30年かかる

（講演会資料に加筆）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

4.マイナンバーカード利活用の展開状況

これまでの利活用シーンを更に拡大

行政 民間 身分証明書としての利用
- 運転免許証返納後にも利用出来る顔写真付き身分証として活用（2019.11～旧氏にも対応予定）

⇒取扱範囲を更に拡大

行政 コンビニ交付サービス
- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大（2017年交付数：267万通）

⇒2020年には対象人口1億人突破

行政 民間 職員証・社員証としての利用
- 国家公務員（2016.4）、徳島県庁（2017.6）先行導入
- 民間企業の社員証としての利用を働きかけ（2016.11～）（2019.1～TKC、NECに続きNTTComが活用開始）

⇒官民問わず利用を更に拡大

行政 民間 マイナポータル
- 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供（2017.11～）

⇒対象手続きを更に拡大（介護関連手続、死亡・相続等の手続、法人設立手続等）

民間 オンライン取引／口座開設
- 住宅ローンや不動産取引などのオンライン契約での利用（2017.4～）

⇒取引対象を更に拡大

行政 民間 マイキープラットフォーム
- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に（2017.9～）

⇒多機能化を更に充実

新たな利活用シーン

民間 健康保険証としての利用
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始（2021.3予定）
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用（2017・18実証中）

行政 インターネット投票での活用
- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現（検討中）

民間 イベント等での活用
- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用（2018実証中）
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用（2018実証中）

民間 カジノ入場時の管理
- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

行政 民間 アクセス手段の多様化
- スマートフォンへの電子証明書の搭載（検討中）
- マイナンバーカード読み取り（2019.4：Android63機種）
- CATVからのアクセス
- ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞからのアクセス

（講演会資料に加筆）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（1）

（1）公的個人認証サービス

・他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段で、「電子証明書」をマイナンバーカードのICチップに記録して利用する。

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
利用イメージ	インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用	インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用
証明書情報	基本4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）、シリアル番号、有効期限等を記録	基本4情報は記録されない。シリアル番号、有効期限等を記録
発行対象	マイナンバーカード取得者のうち15歳以上の方に発行	マイナンバーカード取得者全てに発行
電子証明書の失効	①本人が死亡等した時　②本人から申出があった時　③電子証明書の有効期限（原則5年）が来た時　④基本4情報の変更があった時	①本人が死亡等した時　②本人から申出があった時　③電子証明書の有効期限（原則5年）が来た時
取得件数	約1,082万件（2018年1月末現在）	約1,239万件（2018年1月末現在）

・民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリット

①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

②お客様の住所、氏名の変更（または変更がないこと）の確認

③確実な登録ユーザの確認

④お客様カードの代替

※J-LIS：Japan Agency for Local Authority Information Systems（地方公共団体情報システム機構）

（総務省＆J-LIS資料に加筆）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（2）

・公的個人認証サービスの仕組み

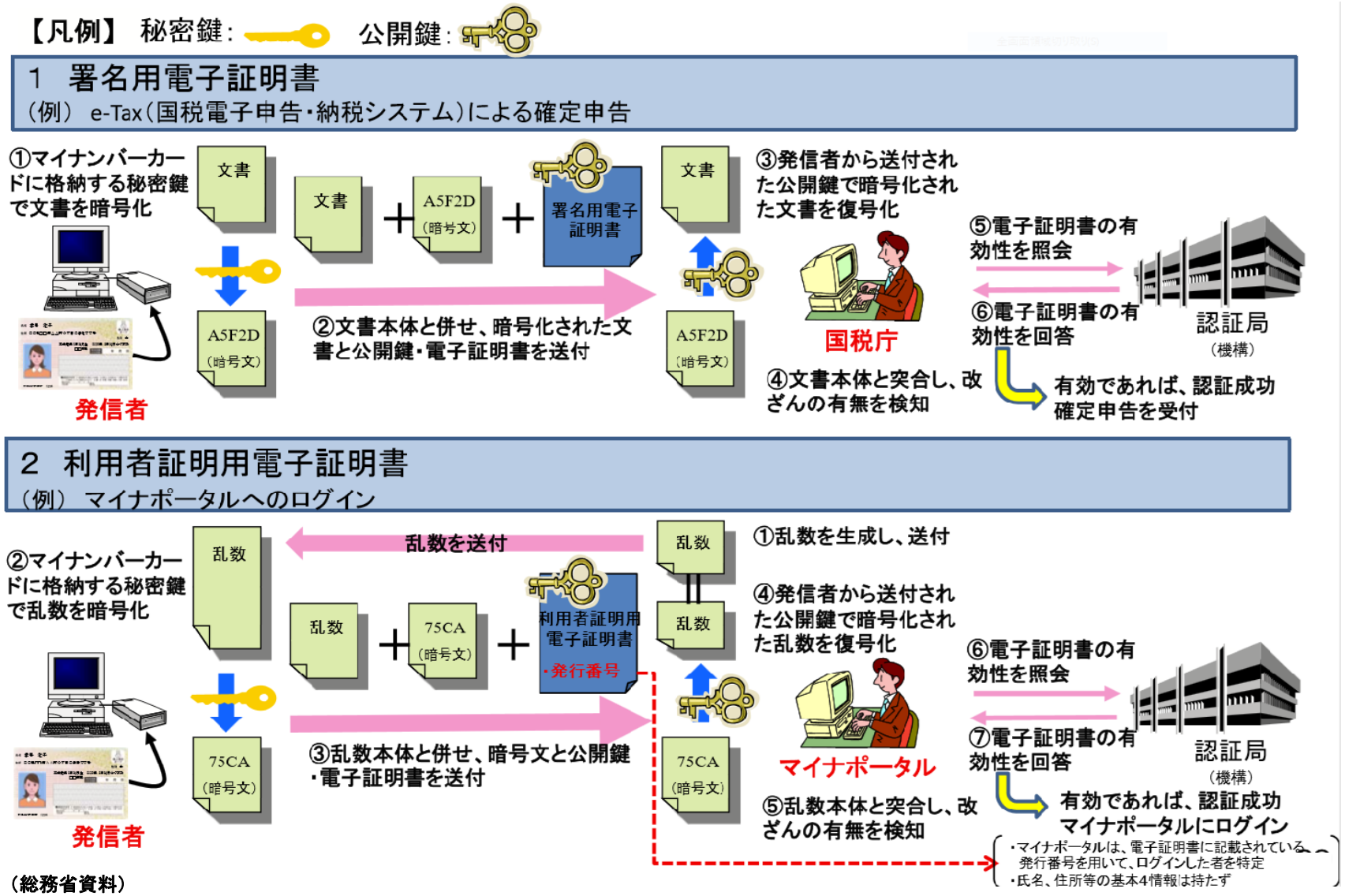

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（3）

（2）マイナポータル

（内閣官房社会保障改革担当室資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（4）

（3）マイキープラットフォーム

・マイキープラットフォーム構想の推進（2017.9.25以降稼働中）

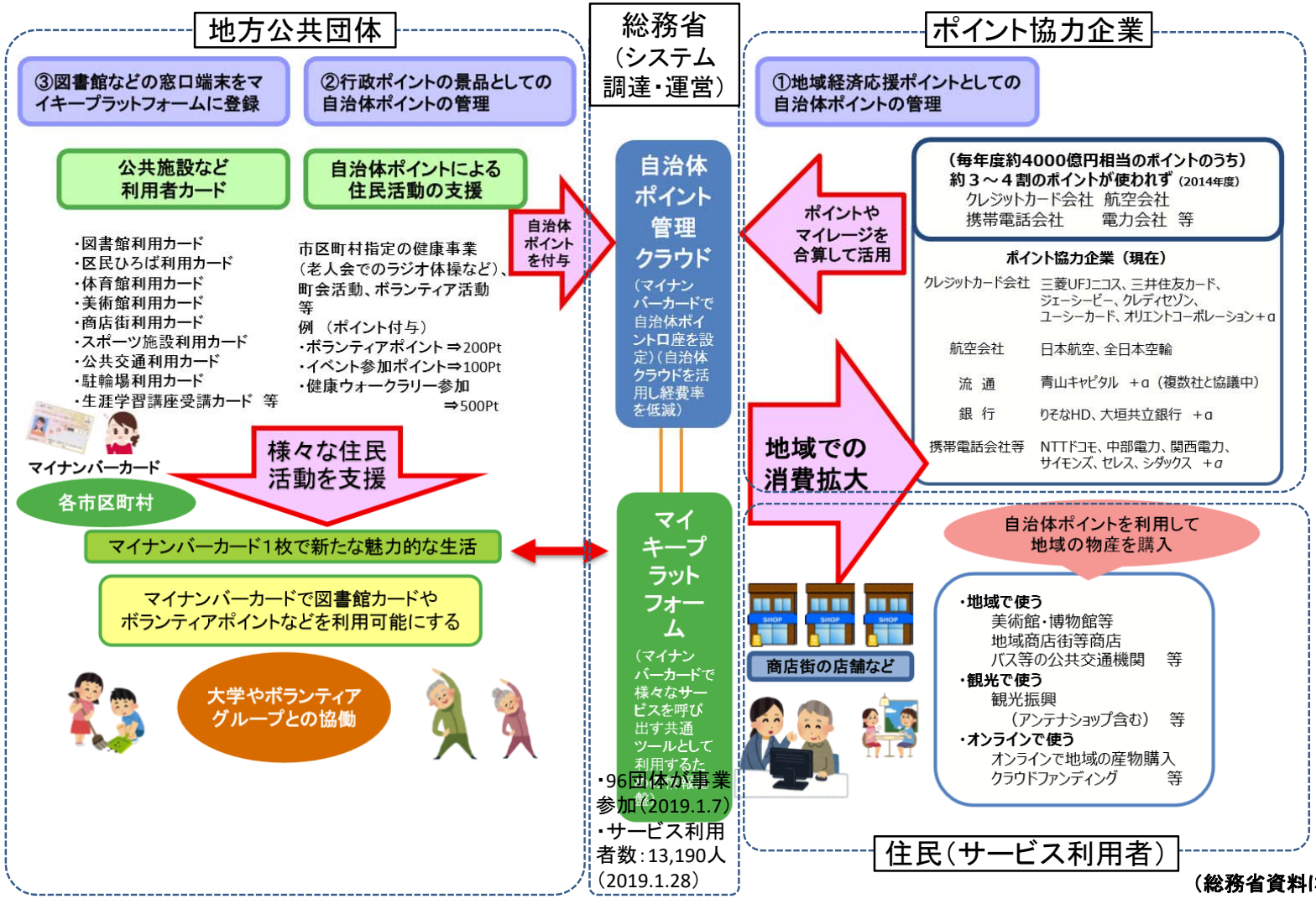

（総務省資料に加筆）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（5）

・マイキープラットフォームとJPKI連携

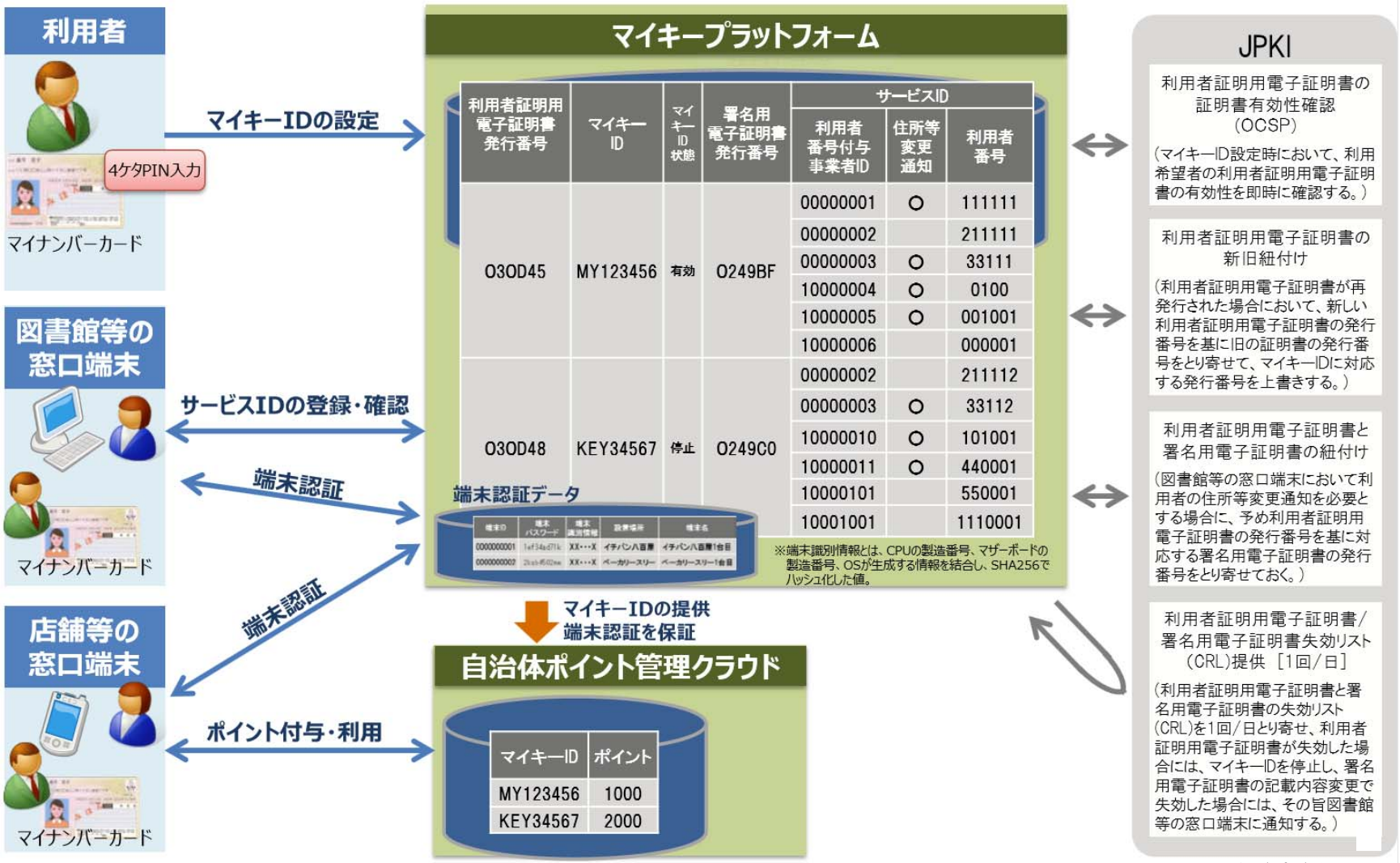

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（6）

（4）カードアプリケーション

・マイナンバーカードのAP構成

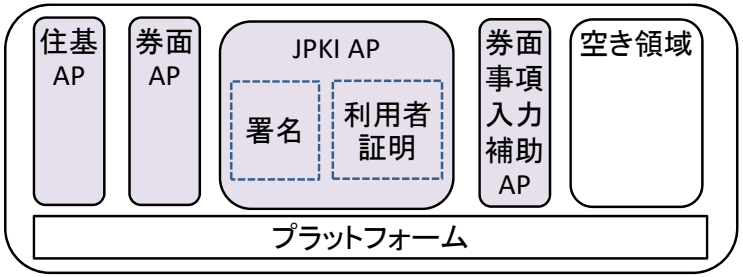

（総務省資料）

AP	マイナンバー取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	（目的） ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 （記録する情報） ・表面情報：4情報＋顔写真の画像 ・裏面情報：マイナンバーの画像	・マイナンバーを利用出来る者 表と裏の券面情報：照合番号A（マイナンバー12桁） ・マイナンバーを利用出来ない者 表の券面情報のみ：照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
JPKI-AP	（署名用）・電子申請に利用	暗証番号（6～16桁の英数字）
	（利用者証明用）・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号（4桁の数字）
券面事項入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用可能 ①マイナンバー及び4情報（並びにその電子署名データ） ②マイナンバー及びその電子署名データ ③4情報及びその電子署名データ	①暗証番号（4桁の数字） ②照合番号A（マイナンバー12桁） ③照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号（4桁の数字）
空き領域	①タイプA：ID等（コンビニ交付等） ②タイプC：IDのみ（図書館、ポイントサービス等） ③タイプD：ID等（避難者情報等の4情報を扱うサービス） ④独自タイプ：ID等（社員証、オンライン取引等）	①暗証番号有・無、相互認証有、格納データの暗号化無 ②暗証番号無、相互認証無、格納データの暗号化無 ③暗証番号有・無、相互認証有、格納データの暗号化有 ④暗証番号有・無、相互認証有無、格納データの暗号化有無

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

5.マイナンバーカード利活用のインフラ（7）

・民間事業者のカードアプリ活用のイメージ

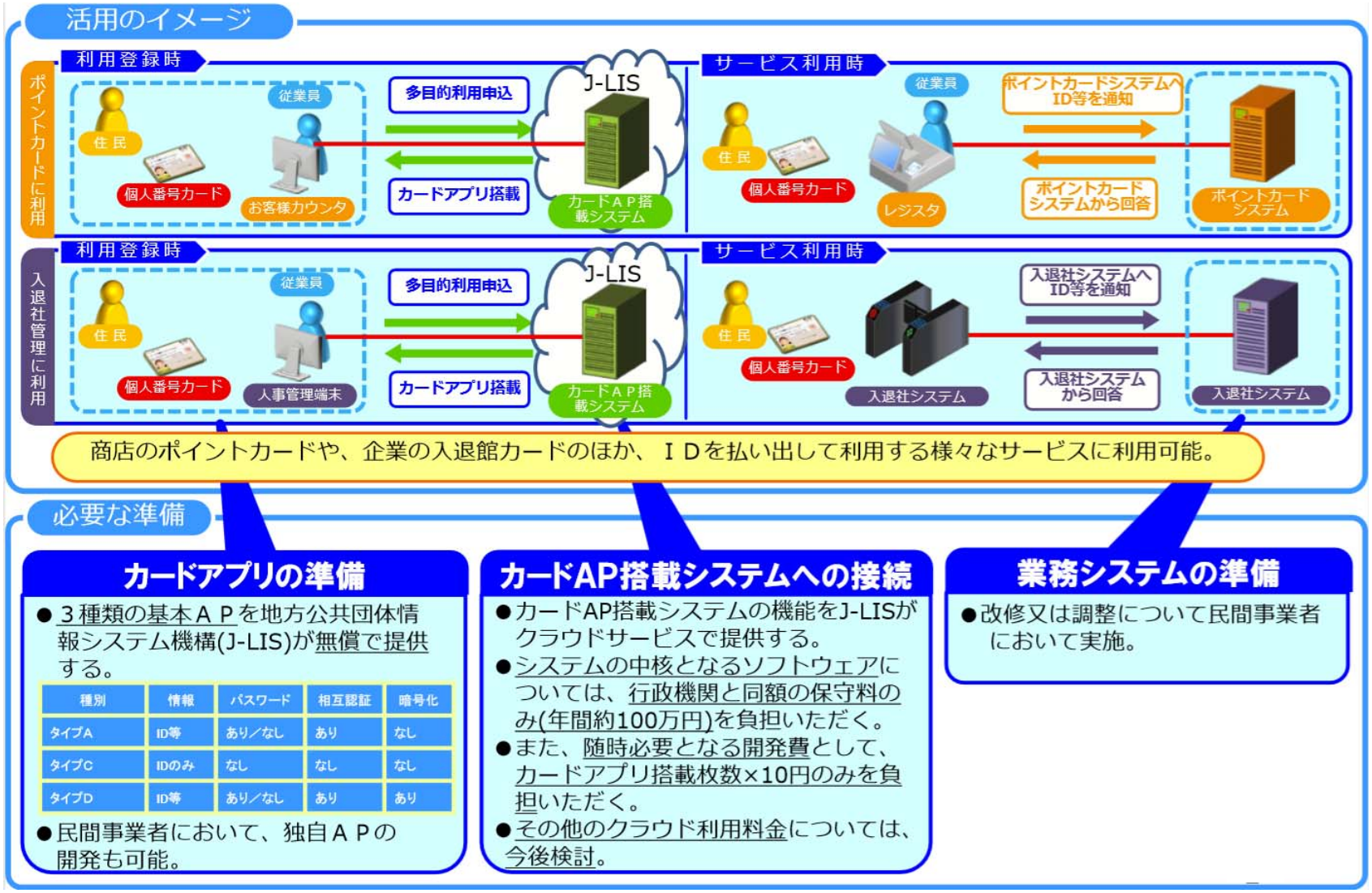

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

6.セキュリティと想定用途（1）

（1）マイナンバーカードのセキュリティ

①紛失時の一時停止

24時間365日のコールセンターを設置

②マイナンバーカード券面

（a）顔写真付のため悪用は困難

（b）各種対策により偽造は困難

文字をレーザーで掘りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施す等で偽造は難しい。

③ICチップ

（a）必要最小限の情報のみ記録

「税関係情報」や「年金関係情報」などプライバシー性の高い情報は記録されない。

（b）記録されている情報を確認可能

券面事項表示ソフトウェアを利用し、ICカードリーダにかざして記録情報を確認できる。

（c）アクセス権を制御

アプリケーション間は「アプリケーションファイアウォール」により独立しており、アプリケーション毎に条件や暗証番号等のアクセス権を設定してアクセスを制御している。

（d）記録媒体の盗取は困難

不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する。

（e）利用には暗証番号が必要

電子証明書毎、アプリ毎に暗証番号が設定されており、入力を一定回数以上間違えるとロックされる。

（f）セキュリティの国際標準の認証を取得

ICカードのセキュリティの国際標準「ISO/IEC15408認証」を取得している。

（J-LIS資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

6.セキュリティと想定用途（2）

（2）マイナンバーカードの活用方法と想定用途・認証強度等

活用方法		暗証番号（PIN）	記載される情報	想定される主な用途	認証強度		その他
券面（おもて面）		―	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真	対面での様々な本人確認で利用する（金融機関での口座開設、パスポートの新規発給など）	所持認証		
カードアプリ方式	業務タイプA	あり／なし(選択可能)	原則として利用者番号のみ	厳格な認証が必要な業務に向く	相互認証による強固な所持認証	PINによる知識認証	
	共通カードAP	なし	原則として利用者番号のみ	厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く	所持認証		
	独自アプリ	あり／なし(選択可能)	原則として利用者番号のみ	―	自由に設定可能		
公的個人認証サービス	電子署名(署名用電子証明書等を利用)	あり(6～16桁の英数字)	署名用電子証明書(氏名、住所、生年月日、性別、発行番号)	○署名用途： ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用する（電子申請(e-Tax等)、民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など）。 ・「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができる。	PKIによる強固な所持認証	PINによる知識認証	法律上、電子文書の真正性の推定効が発生
	電子利用者証明(利用者証明用電子証明書等を利用)	あり(4桁の英数字)	利用者証明用電子証明書(発行番号)	○認証用途： ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用する（行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン、民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログインなど）。 ・「ログイン等した者が、利用者本人であること」を証明することができる。			

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

7.マイナンバーカードの民間利用の展開（1）

（1）「コンビニ交付サービス」の普及拡大

①コンビニ交付通数

（a）コンビニ（約54,000）交付サービス対象人口

・2018年12月3日　　導入団体555、対象人口9,007万人

・2018年度末見込み　導入団体602、対象人口9,467万人

（b）コンビニ交付通数

・2015年度：902,312通、2016年度：1,558,541通　2017年度：2,674,249通

②コンビニ交付導入促進策

（a）費用負担の緩和

・「廉価版クラウド」の導入（イニシャルコスト削減）

⇒2017年度から民間事業者が「廉価版クラウド」（住・印対象）サービスを開始

（最大５割削減：当初経費16,000千円→7,000千円、年間経費3,646千円→2,730千円）

・J-LIS運営負担金の削減（ランニングコストの削減）

⇒2017年度から負担金総額を10%削減（人口100万以上3%～町村30%減額）

・コンビニ事業者へ支払う手数料引下（ランニングコストの削減）

⇒2017年度から市区町村がコンビニに支払う手数料を１通123円から115円に引き下げ

・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置

⇒2019年度まで最大3年間の措置（最長2021年度まで）、上限額6,000万円

（b）利用者の利便性向上

・庁舎における自動交付機　（キオスク端末）の設置促進

・郵便局における自動交付機　（キオスク端末）の設置促進

・交付可能証明書書類の統一　（戸籍証明書導入の促進）

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

7.マイナンバーカードの民間利用の展開（2）

（2）職員証・社員証としての利用

①職員証（国家公務員、地方公共団体）

・2016年4月から国家公務員等の職員証として利用開始

・2017年6月から徳島県で職員証として利用開始（地方自治体初の取り組み）
庁舎への入退所・特定の部屋への入退室、パソコン・複合機での利用

②社員証としての利用（NTTコミュニケーションズ（株））

＜利用シーン＞

・NTTコミュニケーションズの本社ビル（社員約5,000人）への入退館

・セキュリティエリアへの入退室

・業務用パソコン・複合機の利用

＜利用開始時期＞

・2019年1月開始予定

・当初は本社ビルで利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

（総務省＆講演会資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

7.マイナンバーカードの民間利用の展開（3）

（3）オンライン取引／口座開設

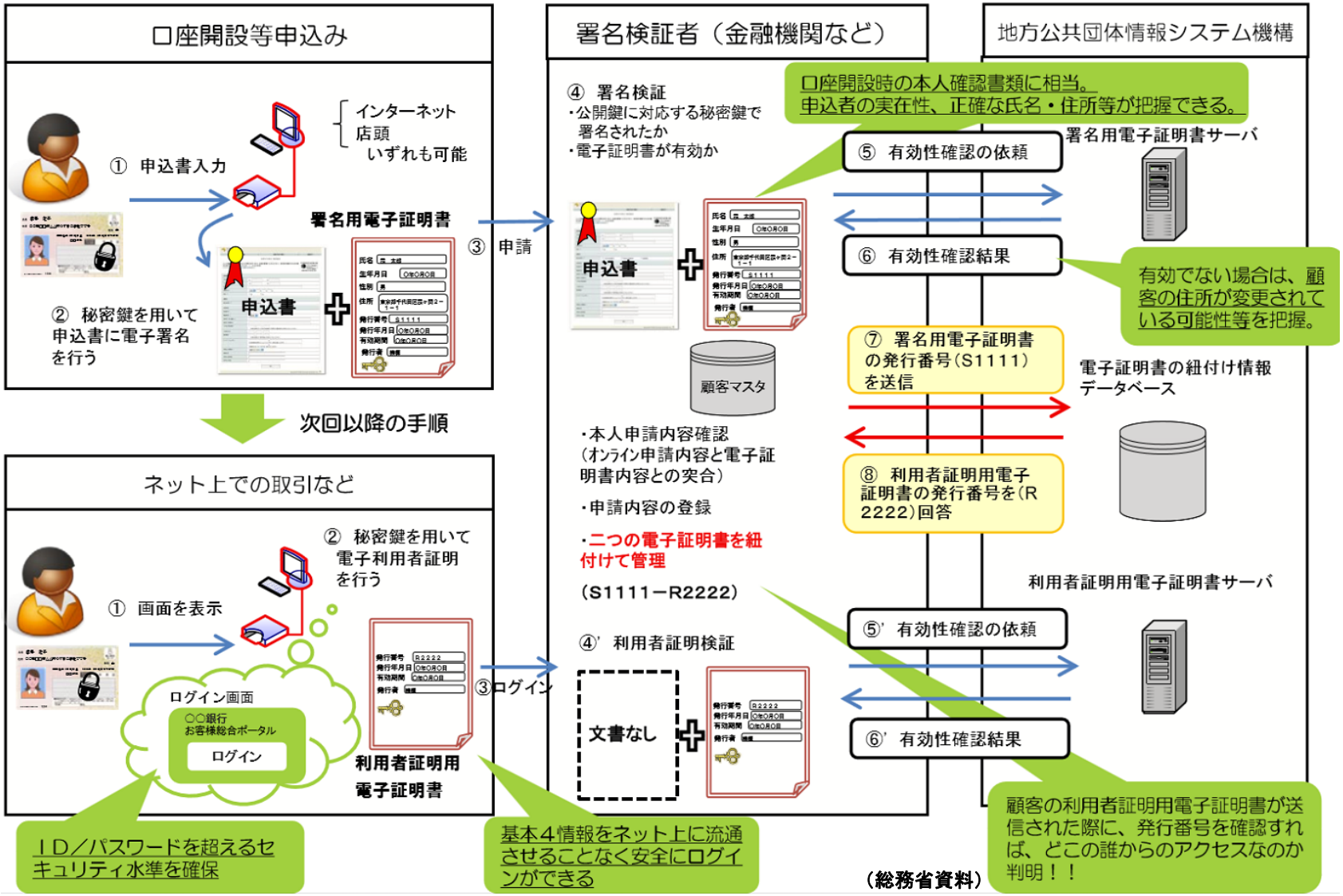

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

7.マイナンバーカードの民間利用の展開（4）

（4）健康保険証としての利用

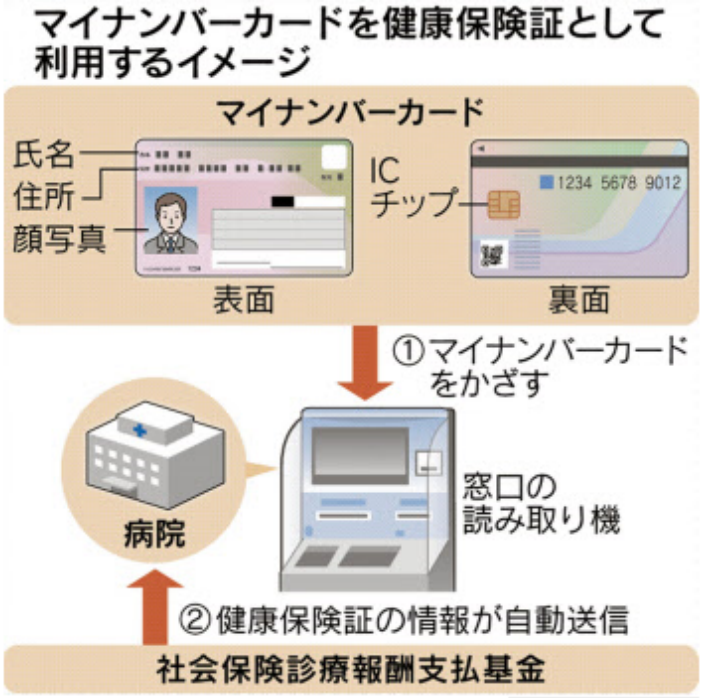

2021年3月から運用・2022年度中の普及目指す

・保険医療機関：約17万7千
・保険薬局：約5万6千
・医療保険者
　協会けんぽ健保組合：1431、国保：1716、
　国保組合：164、後期広域連合：47、等

①マイナンバーカードの裏面に搭載されたICチップを医療機関の窓口の読み取り機にかざす。
②診療報酬に関する事務を担う社会保険診療報酬支払基金から健康保険証の情報が病院に自動送信される。
⇒窓口で職員が情報を書き取る手間が不要。（読み取り機のない診療所や病院には導入資金や改修費用の補助あり）
⇒健康保険組合の判断で健康保険証をマイナンバーカードに切り替えれば、保険証の発行コストはなくなる。

（日本経済新聞2019.2.14より）

・電子化された健康保険証の情報と患者のレセプト（診療報酬明細書）の情報は紐付け出来る。医者は患者の同意があれば過去の処方歴を簡単に把握出来るようになる。（患者の同意取得手段として公的個人認証サービスを活用し、地域医療ネットワーク間の相互参照に医療等IDを活用する実証実験を2017年から開始、2018年以降の実用化を図る）

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

7.マイナンバーカードの民間利用の展開（5）

（5）アクセス手段の多様化

①スマートフォンでの読み取り

スマートフォンがカードリーダーの機能を果たしてマイナンバーカードを読み取り、公的個人認証の電子証明書を利用できる機種が増加
Android 63機種（2019年4月9日現在）
⇒電子申請・Webサイトへのログインが可能に

②スマートフォンのSIMカード等への搭載

マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログインが可能に
⇒2017.3技術実証終了、SIMカードに入れるのが良いのか等検討中

③CATVからのアクセス

パソコンやスマートフォンは高齢者には操作しづらく、自宅のケーブルテレビから、リモコン等でマイナポータルなど様々なサービスを利用
⇒2017.5頃から技術実証を実施、2018.12目途にスマートフォン等を活用したマイナンバー対応STB（セットトップボックス）を一部事業者で導入に着手

④デジタルテレビからのアクセス

マイナンバーカードを使って、自宅のスマートテレビから、自分に合った防災・見守り情報を取得（自治体は住民の避難状況などを把握可能）
⇒2017.1～2北海道西興部村、徳島県美波町での実証実験結果を踏まえ実用化検討中

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

8.マイナンバーカードの取得促進

（1）申請時来庁方式（群馬県伊勢崎市の事例）

・申請時に市区町村が指定する場所に来所願い本人確認と通知カードの回収を行い、交付時には来庁等することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードを交付
・群馬県伊勢崎市では、申請時来庁方式による申請を常時受付し、顔写真撮影サービスを併せて実施、転入・転居届出等で通知カードを持参して来庁する場合に有効。

<ポイント>

①住民は再度の来庁（待ち時間）・再度の書類提示が不要で、顔写真の準備が不要
②職員は通知カード記載事項変更が省略出来、来庁時刻に関わらず作業可能（事務の平準化）
③2018年2月全体交付枚数509枚（内申請時来庁申請からの交付枚数354枚）

（2）企業等一括申請（栃木県宇都宮市の事例）

・地元企業と連携し、事前準備により当日の対応時間・負担を最大限圧縮してカードを交付
・栃木県宇都宮市では地元企業Ｔ社と連携し、企業等一括申請を実施、約660名がカードの交付申請を行う。（実施期間：2017年11月20日～22日・30日の4日間、10～12時・13～16時）

<ポイント>

①申請者の事前準備（申請書様式の事前配布・記入、本人確認書類の写しの用意）
②企業の事前準備（15分刻みでの申請者スケジュール表作成）
③当日は最小人員、最短処理（市民課個人番号担当3～4名で対応、1名2～3分で処理）
④市外住民対応の事前調整（市外住民の住所地市区町村への事前連絡、約120名が対象）

（3）出張窓口設置

・ハローワーク、学校、郵便局、病院、介護施設などに自治体の職員が出向き、その場でカード申請出来る「出張窓口」を設置 **（日経新聞2019.6.4追記）**

（総務省資料）

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

9.今後の方向

・これまでに分かった事は、マイナンバーカードの利活用が行政で徐々に拡がっているのに比べて、民間での拡がりスピードがそれほどでもないという事と、それでも今後政府が普及対応に力を入れてくるのは間違いない事で、それに対して私たちの課題は、自分たちのシステム構築にマイナンバーカードをどう活用していくのかという事である。
・総務省がマイナンバーカードの普及に努めている最中、システム監査のための情報収集はしているが、利用者側のシステム監査の対象とする民間利活用のシステム事例があまり無く、マイナンバーシステムが今の段階の状況では、システム監査の対象とするのは難しい。よって本プロジェクトは一度終わらせて、新たな課題が出てきた時点で再検討することとしたい。
・今後は「ＡＩとシステム監査」について調査・検討を行っていく。

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.

ご清聴、ありがとうございました。

©2019JSSAシステム監査学会－「マイナンバー特別研究プロジェクト＆個人情報保護専門監査人部会」All right reserved.